



福島医発第51号(地)
平成23年 4月 8日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻 一 良
(公 印 省 略)

福島県内から避難した要介護高齢者等に関する介護保険施設・事業所等への周知
および高齢者の避難所等における虐待の防止について(介護関係)

福島原子力発電所の事故に伴い、福島原子力発電所周辺では住民が圏外や他県へ避難されている状況であります。放射線の影響を懸念して、避難した要介護高齢者等の受入れを躊躇する介護保険施設・事業所等があるとのことです。

現在、屋内退避の指示が出されている福島第一原子力発電所の半径20km以遠では、人体に影響を及ぼすような数値の放射線量は測定されていないことから、厚生労働省は、各都道府県介護保険担当主幹部に対し、福島県からの退避者であるとの理由のみで受入れを拒否するなど、各介護保険施設・事業所等において、いたずらに過剰な反応に陥らないよう事務連絡が発出された旨、日本医師会より通知が参りました。

本事務連絡は、3月18日付で厚生労働省災害対策本部事務局より発出された、「福島県内からの患者の受入れについて(依頼)」(参考として添付)と同様のものではあります。介護保険施設・事業所等におかれましても宜しくご対応の程お願い申し上げます。

また、養介護施設従事者等による高齢者の虐待につきましては、養介護施設の業務に従事する者が、当該養介護施設を利用する高齢者について行う虐待行為である旨が規定されております。しかしながら、今回の災害において、養介護施設以外の避難先で養介護施設従事者等が業務を行っている場合についても上記規定が適用される旨、併せて厚生労働省より各都道府県等へ事務連絡が発出されております。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、よろしくご高配の程お願い申し上げます。

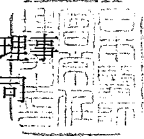
小郡三井医師会より

介護保険担当理事 名取一幸
会長 蒲池 壽

(介 4 5)
平成 2 3 年 3 月 3 0 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会 常任理事
三 上 裕 司



福島県内から避難した要介護高齢者等に関する介護保険施設・事業所等への周知
および高齢者の避難所等における虐待の防止について（介護関係）

福島原子力発電所の事故に伴い、福島原子力発電所周辺では住民が圏外や他県へ避難されている状況であります。放射線の影響を懸念して、避難した要介護高齢者等の受入れを躊躇する介護保険施設・事業所等があるとのことです。

現在、屋内退避の指示が出されている福島第一原子力発電所の半径 2 0 km 以遠では、人体に影響を及ぼすような数値の放射線量は測定されていないことから、厚生労働省は、各都道府県介護保険担当主幹部に対し、福島県からの退避者であるとの理由のみで受入れを拒否するなど、各介護保険施設・事業所等において、いたずらに過剰な反応に陥らないよう事務連絡が発出されております。

本事務連絡は、3 月 1 8 日付で厚生労働省災害対策本部事務局より発出された、「福島県内からの患者の受入れについて（依頼）」（参考として添付）と同様のものではあります。介護保険施設・事業所等におかれましても宜しくご対応の程お願い申し上げます。

また、養介護施設従事者等による高齢者の虐待につきましては、養介護施設の業務に従事する者が、当該養介護施設を利用する高齢者について行う虐待行為である旨が規定されております。しかしながら、今回の災害において、養介護施設以外の避難先で養介護施設従事者等が業務を行っている場合についても上記規定が適用される旨、併せて厚生労働省より各都道府県等へ事務連絡が発出されております。

つきましては、災害対応等でお忙しいところ恐縮ですが、貴会傘下の郡市区医師会への情報提供を宜しくお願い申し上げます。

記

（添付資料）

- ・福島県内から避難した要介護高齢者等に関する介護保険施設・事業所等への周知について（依頼）
（平 23. 3. 29 厚生労働省老健局高齢者支援課、振興課、老人保健課 事務連絡）

※参考 「福島県内からの患者の受入れについて（依頼）」

（平 23. 3. 18 厚生労働省災害対策本部事務局 事務連絡）

- ・高齢者の避難所等における虐待の防止について
（平 23. 3. 29 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症・虐待防止対策推進室 事務連絡）

以上

事 務 連 絡

平成 23 年 3 月 29 日

各都道府県介護保険担当主管部（局）御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

振 興 課

老 人 保 健 課

福島県内から避難した要介護高齢者等に関する
介護保険施設・事業所等への周知について
(依頼)

福島原子力発電所の事故に伴い、その周辺では住民への避難や屋内待避の指示が出ている状況を受け、福島原子力発電所周辺の避難・屋内待避圏内から圏外や他県、福島県内から他県に避難した方がおられますが、放射線の影響を懸念して、避難した要介護高齢者等の受入れを躊躇する介護保険施設・事業所等があるとの話を聞き及んでおります。

現在、屋内待避の指示が出されている福島第一原子力発電所の半径 20km 以遠では、人体に影響を及ぼすような数値の放射線量は測定されていないことから、福島県からの避難者であるとの理由のみで受入れを拒否するなど、各介護保険施設・事業所等においていたずらに過剰な反応に陥らないよう、ご指導をお願いします。

なお、放射線の影響等に関する資料は首相官邸ホームページ「各省等の放射線モニタリングデータの公表状況について」(<http://www.kantei.go.jp/saigai/monitoring.html>)を参照して下さい。また、避難された方が放射線の影響に関する健康相談を希望する場合の対応については、健康局総務課地域保健室から各都道府県等地域保健主管部局あて事務連絡(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015rt9-img/2r98520000016399.pdf>)が発出されておりますので、適宜情報提供をお願いします。

事 務 連 絡

平成23年3月18日

関係団体 御中

厚生労働省災害対策本部事務局

福島県内からの患者の受入れについて（依頼）

東北地方太平洋沖地震に関し、貴団体の関係医療機関に対し、以下の事項に御留意のうえ、福島県内からの患者の受入れに協力するよう、周知をお願いいたします。

- ①福島第一原子力発電所の半径20～30 km圏内には現在屋内退避の指示が出されているが、その圏内では人体に影響を及ぼすような数値の放射線量は測定されていないこと
- ②当該地域からの患者を受入れたとしても患者や職員等に健康上の影響が生じるおそれはないこと
- ③受入れに際し、放射線の除染証明書を提示することなどを条件として付さないこと
- ④放射線の影響等に関する資料は下記ホームページを参考にすること

（参考）

首相官邸 HP 「各省等の放射線モニタリングデータの公表状況について」

<http://www.kantei.go.jp/saigai/monitoring.html>

<照会先>

厚生労働省災害対策本部事務局

山本・山田・林田(浩)

TEL: 03-3503-6045

FAX: 03-3506-7325

文部科学省高等教育局医学教育課

独立行政法人 国立病院機構

独立行政法人 労働者健康福祉機構

日本赤十字社

社会福祉法人恩賜財団 済生会

全国厚生農業協同組合連合会

国家公務員共済組合連合会

社団法人 全国社会保険協会連合会

全国衛生部長会

社団法人 日本医師会

社団法人 全日本病院協会

社団法人 日本医療法人協会

社団法人 日本精神科病院協会

社団法人 日本病院会

社団法人 全国自治体病院協議会

日本医学会

事 務 連 絡

平成23年3月29日

都道府県
各 指定都市 高齢者虐待防止担当（部）局 御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室

高齢者の避難所等における虐待の防止について

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震については、要援護者の支援について最大限のご尽力をいただき、感謝申し上げます。

さて、今回の災害による避難所等での生活が長期に及び、高齢者への影響が懸念されているところであります。つきましては、避難所等における高齢者の養護者及び養介護施設従事者等による虐待の防止についても、特段の配慮をお願いいたします。

また、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条第5項において、養介護施設従事者等による高齢者虐待については、養介護施設の業務に従事する者が、当該養護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う虐待行為である旨、規定されています。今回の災害において、養介護施設以外の避難先で養介護施設従事者等が業務を行っている場合についても、本規定は適用されますので、念のため申し添えます。

なお、本文書については、避難所等に係る管理業務等を行う担当部局を含めた管内市町村等への周知をお願いいたします。